

# 会 務 月 報

## 第372号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

### ■平成25年11月通常理事会議事概要

1. 日 時 平成25年11月28日(木)

13:30～16:30

2. 場 所 日事連会議室

3. 理事総数及び出席理事数 総数34名、出席数27名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、  
田端隆、西村武

専務理事 高津充良

常任理事 泉谷良宏、後藤明夫、富岡学、宮原克平

理 事 上原伸一、岡本賢、奥田修一、金子敏夫、  
北泰幸、河野久、鈴木眞生、高橋吉徳、富田裕、  
中山茂樹、新沼義雄、水谷達郎、村岡健治、  
村山高文

監 事 栗原憲昭、林陽郎

事 務 局 北野芳男参与、前田敏明事務局長兼総務課長、  
戸谷泰子会誌編集担当課長、鈴木雅之業務  
課長、千浜民子企画調整担当課長、市川貴之教  
育・情報担当課長

欠席者

常任理事 朝岡市郎、田畑光三

理 事 佐々木宏幸、横須賀満夫、秋野卓生、  
浅野善治、森野美徳

### 5. 議 事

(1) 議長の選任 三栖邦博会長が議長に選任された。

(2) 議事録署名人の選任

定款第45条第2項の規定により、議事録署名人に以下の  
者が選任された。

三栖邦博会長、栗原憲昭監事、林陽郎監事

(3) 議決事項

1) 常任理事会専決事項の承認の件(11月20日常任理事会  
決定)

①第120回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュー  
ル及び議事等の決定の件

常任理事会で資料1のとおり次の内容で決定した旨、事  
務局より説明がなされた。

平成25年12月5日(木)

会場：銀座東武ホテル3階 龍田

13:00～14:00 政経フォーラム

14:15～17:00 第120回建築士事務所協会  
全国会長会議

以上の常任理事会で決定した同議案について、議長より  
諮ったところ、異議なく、資料1のとおりこれを承認した。

2) 平成25年度上半期事業報告及び決算報告の承認の件

高津専務理事及び各常置委員会委員長より、資料2-1及  
び資料2-2によって次の趣旨の説明がなされた。

上半期の事業は、建築士法に規定された法定団体として、  
自律的監督体制の確立に向け関係団体とも連携を図りつ  
つ、各種事業に取り組んでいる。

上半期の決算については、例年同様、支出が先行し収入  
が下半期に発生している。全体的にはほぼ予定どおりの収  
支で推移している。なお、平成25年度上半期事業報告及  
び決算報告は、11月12日の監査会、11月18日の総  
務・財務委員会及び11月20日の常任理事会でも検討し、  
特段の指摘事項はなかった。

林監事より、平成25年11月12日に行った監事によ  
る監査報告が次のとおり行われた。

①事業報告書の内容は、真実であると認める。

②決算報告書の内容は、適切であると認める。

③理事の職務遂行に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の有無については、指摘すべき事実はない。

議長より、上半期事業報告及び決算報告の承認について諮ったところ、異議なく、資料3-1及び資料3-2のとおり承認し、12月5日に開催する第120回建築士事務所協会全国会長会議に報告することとした。

3) 平成26年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員の承認の件

宮原総務・財務委員長より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項について、平成25年度は三重大会の開催にあわせ募集スケジュール等を全体的に約2カ月早めたが、平成26年度は例年どおりのスケジュールとなる。主な改正点は、年度が変わることによる日付の変更を行ったこと等である。なお、委員については全員留任である。

議長より、平成26年度日事連建築賞募集要項及び同賞選考委員会委員の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

4) 第38回全国大会実行特別委員会の設置及び委員構成の承認の件

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

平成26年度の全国大会（東京開催）の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、1月頃より活動を行いたい。なお、委員構成については、会長、副会長2名及び首都圏の単位会推薦8名の合計11名とするが、この全国大会で岩手、宮城及び福島各会に設置した「建築復興支援センター」の活動報告をすることとした場合、北海道東北ブロック協議会より別途委員を追加する。

議長より、第38回全国大会実行特別委員会の設置及び委員構成の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

5) 平成29年度第41回建築士事務所全国大会の主管会の承認の件

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度の第41回建築士事務所全国大会は、近畿ブロック協議会に所属する単位会が主管会として開催することが決定されていた。今般、日事連より同ブロック協議会に主管会の推薦依頼をしたところ、和歌山会が受託した旨回答がなされた。

議長より、平成29年度第41回建築士事務所全国大会の主管会の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

6) 「適合証明技術者」と「既存住宅現況検査技術者」の平成26年度の同時講習の実施の承認の件

泉谷業務・技術委員長より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

平成25年6月に国土交通省から既存住宅インスペクション・ガイドラインが示され、（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会（以下「保険協会」）により「既存住宅現況検査技術者登録制度」が設けられる。この現況検査は適合証明技術者が行う調査と類似するため、次年度より両登録制度に係る講習内容を整合させて、1日の講習で適合証明技術者と併せ、希望者に既存住宅現況検査技術者の受講も同日にできる枠組みを作る方向で、国土交通省住宅生産課、保険協会、日事連及び住宅金融支援機構で検討を行っている。両講習を同日に行えば、1日の受講で2つの技術者の資格取得が可能となり、適合証明技術者の登録者数の増加も期待できる。ただ、当初は一体で両講習を行うことを想定していたが、適正に各業務を遂行できるよう、また、双方の技術基準が混同しないようにするため任意選択方式とし、適合証明技術者の講習受講を前提に、既存住宅現況検査技術者の講習受講希望者には同日講習を実施する。講習実施体制、時間、内容、テキスト、考査及び料金設定等4者間で検討中である。なお、保険協会では、11月20日から先行して単独で既存住宅現況検査技術者登録に係る講習を行っている。

議長より、「適合証明技術者」と「既存住宅現況検査技術者」の平成26年度の同時講習の実施の承認について諮ったところ、

ろ、異議なく、これを承認した。

7) 住宅市場整備推進事業に伴う単位会への耐震診断・耐震改修相談窓口の設置と耐震診断・耐震改修実施事務所名簿整理の契約の承認の件

泉谷業務・技術委員長より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

なお、この議題についてのみ、一方の当事者となる団体の役員である高橋吉徳理事は議決に加わらず、退席した。

国土交通省では、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴い、耐震診断及び耐震改修の円滑な実施、推進のために、建築物所有者等の耐震診断・耐震改修の実施に伴う相談に応じ、住宅・建築物の耐震化促進に関する支援を行うことにしている。本会に対して、国土交通大臣指定耐震改修支援センター（（一財）日本建築防災協会）（以下「防災協会」）より相談窓口を全単位会に設置すべく協力要請があり、建物所有者に対する耐震診断・耐震改修の実施に伴う相談に応えるため、本会では相談窓口を全単位会に設置し、住宅・建築物の耐震化促進に関する支援を行うことにしている。本事業は、実施計画書（案）等により執り行う予定であるが、予め防災協会が全単位会の事務局職員等へ12月13日に説明会を開催し、詳細な説明を行う。本会ではこの通常理事会で承認後、防災協会と「相談窓口体制整備に関する請負業務契約」を締結する。また、単位会と防災協会との請負業務契約は、上記説明会終了後、防災協会より単位会へ正式に契約締結とともに設置を依頼する。なお、本会は防災協会と別途「耐震診断・耐震改修実施事務所名簿の整理業務の契約」を取り交わし、相談窓口に備え付け建物所有者等へ必要に応じて提供するための資料として、防災協会のホームページに掲載している耐震診断・耐震改修を実施する建築士事務所に対し、名簿掲載事務所の確認及び耐震診断義務化建築物の診断を行うか否か等の確認を単位会へ依頼する予定である。

議長より、住宅市場整備推進事業に伴う単位会への耐震診断・耐震改修相談窓口の設置と耐震診断・耐震改修実施事務所名簿整理の契約の承認について諮ったところ、異議なく、これ

を承認した。

8) 財政検討特別委員会での検討結果報告の承認の件

三栖会長及び大内副会長より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成24年3月に財政検討特別委員会を設置し、当面は支出削減等により赤字を減らし当期収支差額をできるだけ0に近づけることを最優先に取り組み、平成25年度以降の予算方針等について検討し、平成25年度予算にその内容を反映させた。その後、平成25年1月からは財政基盤の安定化を図るため、会員増強、講習・研修、ソフト開発の他、新規の収入確保のための検討を重ね、広く会員全体の資質の向上や会員増強に繋がる事業等を推進すべきとの結論に達した。わけでも、会員増強が最優先であり、建賠保険への加入促進が、収入増に大変効果的であることを改めて確認した。また、確実に収益を上げる観点からも、既存の事業の徹底実施から始めていく必要がある。さらに、新しい講習の研究開発に際しては、他団体との連携を模索し、木造、省エネ、既存建築物の活用、不動産コンサルティング、防災コンサルティング等の事業を注視していく。具体的な収益事業の展開策については、当該事業を巡る環境や状況を考慮し、具体的な可能性が見込まれると判断される場合に、常置委員会のもとに機動的に検討できる専門委員会、小委員会及びワーキンググループ等を設け、検討を行っていく。

議長より、財政検討特別委員会での検討結果報告の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

9) 建賠保険の補償の拡充の承認の件

田端建賠保険等専門委員長より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

建賠保険等調査専門委員会では、建賠保険の補償内容の充実、とりわけ「滅失・破損」を要しない補償の充実と会員・非会員の差別化を主な方針として検討してきた。今般、単位会会員向けの新たな補償拡充を行うことによって、非会員事務所の単位会への加入促進を促す効果が期待できる。平成26年度より以下の補償を自動付帯する。①情報漏洩事故補償（会員のみ付帯、支払限度額3,000万円）、②初期対応事故補償（会員・

非会員とも付帯、支払限度額100万円)、③訴訟対応費用補償(会員・非会員とも付帯、支払限度額100万円)。ただし、会員の保険料は上げず、非会員は保険料5%アップ及び最低保険料3,000円アップとする。さらに会員のみが加入できる「滅失・破損」を要しない以下の特約を追加する。①構造設計業務ミスによる構造基準未達時損害賠償事故補償、②建築基準法等における基準未達、③建物調査業務賠償事故補償。今後、募集帳票・案内パンフレットの作成、周知広報を図り、補償開始日を平成26年4月1日とする。

議長より、建賠保険の補償の拡充の承認について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### 10) 平成26年4月の消費税増税に係る対応方針の承認の件

事務局より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

平成26年4月1日より、消費税率(地方消費税率を含む。以下同様)が5%から8%となる。日事連の販売図書、テキスト及び登録料等の価格をどうするか、対応方針を諮るものである。1円単位での支払は煩雑であるとか、100円未満や10円未満を切り捨て、きりの良い金額を求める向きもあるかもしれないが、1円単位でも累計では高額になり、経理上看過できない。また、その後10%に増税される予定でもあり、今般、税抜き本体価格を決めてしまえば、更なる増税があっても機械的に価格を決定できる。以上の理由により、また、国は消費税の円滑かつ適正な転嫁を求めている、日事連としても3%増税分を適正に計算し、転嫁したい。ただし、法定講習や適合証明業務登録制度等にかかわるものについては、原則として日事連はこの方針で臨むが、他団体等との調整によって決定したい。

議長より、平成26年4月の消費税増税に係る対応方針について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

#### (4) 報告事項

##### 1) (仮称) 建築士事務所法の取組状況について

三栖会長、八島副会長及び高津専務理事より、資料11によって次の趣旨の概要報告がなされた。

日本建築士会連合会(士会連)及びJIAとの三会意見交換会を次のとおり実施し、三会意見交換会共同提案(案)につい

て意見交換を行った。9月25日の第7回意見交換会では、「入会」についての提案は、三会の合意には至らなかったため提案しないこととし、法改正か新法かについては、士法の名称、目的の改正も含めて引き続き検討することとなった。10月1日の第8回意見交換会では、業と資格をわかりやすくするために現状認識、提案項目を2つに分け、建築士部分の現状認識と提案項目は士会連が記述することとした。新法か士法改正かについては、新法並びに士法改正であっても士法の名称及び目的の改正には士会連の同意が得られず、引き続き調整することとした。その後、10月8日に士会連より建築士関連の現状認識と提案項目が日事連に送付され、共同提案10/1案を修正、10/8案を作成し、士会連及びJIAへ送付した。この10/8案に対して、提案主旨の修正、提案のタイトル(建築主等への情報開示の充実と設計監理業務の適正化に関する共同提案)、業の適正化の現状認識の内容重複等を整理して士会連の意見が日事連に送付された。さらに、共同提案10/31案を日事連で作成し、士会連及びJIAへ送付した。この10/31案に対して、11月5日に提案の主旨の修正「今後、国民にわかるよう法の改正について検討され、提案する事項について法制度として実現されることを要望するものである。」が士会連でなされ、三会合意に至り、11月7日に共同提案の内容確認と調印を行った。これをもとに、「三会共同提案の合意について」単位会長宛報告したところである。日事連の提案事項である、新法として資格と業を分離することについては士会連から強い反対があり、三会共同提案の合意にも影響しかねないため、士法改正で合意した。しかし、このように三会共同提案がまとまったことは画期的なことであり、法整備の実現に向けての大きなステップであると受け止めている。11月11日に三会有長打ち合わせ会を実施し、提案内容と今後の進め方について確認し、11月19日に三会有長で共同提案を国交省へ説明した。11月22日には三会有長で共同提案についての記者発表を行った。

上原理事より次の趣旨の報告があった。

県の建築士審査会で、7年ほど前に建築士事務所の廃業届を

提出していたにもかかわらず、確認申請の際に、廃業前の事務所登録番号を記入して申請していた2級建築士の事案があった。定期講習受講のデータベースでの突き合わせで発覚した。行政では、確認申請の際に建築士の確認はできるが、建築士事務所登録までは確認できないとのことである。

## 2) 社会資本整備審議会の審議について

高津専務理事より、資料12によって次の趣旨の概要報告がなされた。

10月28日に第9回建築基準制度部会が開催され、「木造3階建て学校の実大火災実験（本実験）の結果」及び「効率のかつ実効性ある確認検査制度等のあり方の検討」について意見交換された。今後の建築基準制度部会は、第10回を12月18日に開催し、今後の建築基準制度のあり方（案）について意見交換、第11回を2月3日に開催し、今後の建築基準制度のあり方について（第二次報告）をとりまとめ、2月3日の建築基準制度部会終了後、ただちに建築分科会を開催し報告する予定である。

## 3) 一般社団法人移行に伴う公益目的財産額の確定について

事務局より、資料13によって次の趣旨の概要報告がなされた。

平成25年4月1日に一般社団法人の設立登記をしたところであるが、8月30日に内閣総理大臣より、公益目的財産額の確定が日事連宛通知された。その額は4億8,570万円余、実施期間は3年間、公益目的財産残額が零となる予定の事業年度の末日は平成28年3月31日（平成27年度末）である。なお、実施期間の計算は申請時の平成23年度予算に基づくものであり、今後の支出状況によっては変更となる可能性がある。

## 4) 旬日事連サービスの新役員及び株主について

事務局より、資料14によって次の趣旨の概要報告がなされた。

6月25日に開催された、旬日事連サービスの株主総会で新役員が選任された。なお、平成26年6月には日事連の役員が改選となるため、今回選任された日事連サービスの役員の任期は、日事連役員の就任期間に合わせ、平成26年6月開催予定

の株主総会までとした。また、平成25年3月7日の理事会決定により、旬日事連サービスとの連携強化をより一層促進するため、日事連（14株）及び単位会（各1株）が日事連サービスの株主となった。なお、岩手会、千葉会、福岡会及び宮崎会は、新法人へ移行し株主となるまでは、各会分4株を日事連サービスが保有する。

## 5) 会員事務所の適正な業務執行についての注意喚起について

高津専務理事より、資料15によって次の趣旨の概要報告がなされた。

先般、建築士事務所の社長に市職員が設計業務の入札情報を漏らすなどして、公契約関係入札妨害容疑で逮捕されたとの新聞報道がなされた。このような事件は、建築士事務所に対する社会の信頼を損ねるものであり、あってはならない行為であるため、類似事案の再発防止の注意喚起とコンプライアンスの徹底を行うよう、単位会へ文書を11月6日付けで発信した。

## 6) 新国立競技場計画に対する要望書の提出について

高津専務理事より、資料16によって次の趣旨の報告がなされた。

日本建築士会連合会、東京建築士会、日事連、東京会及びJIAの建築関連5団体共同で、新国立競技場の基本条件を再検討すること等を求めた「新国立競技場計画に対する要望書」を文部科学大臣、東京都知事及び日本スポーツ振興センター理事長宛に提出した。その内容は、歴史的、都市景観的な視点と事業費や維持管理コストの面から、現行の新国立競技場案に対し問題提議されている状況を指摘し、オリンピック後の成熟社会を見据えた建築のあり方も踏まえ、必要機能の精査と規模の適正化を行うことで、本計画の基本条件を再検討することが必要との考えを提示した。さらに、国民・都民に対する発注者の責任として、施設規模等、計画の条件設定の見直しとともに、その経過や結果を広く情報公開するよう求めた。

## 7) 会員・構成員異動報告

平成25年9月末及び10月末の会員及び構成員数等を、事務局より次のとおり報告した。単位会別構成員数等は資料9のとおり。

平成25年9月30日現在 正会員46団体

構成員14, 970事務所、賛助会員3社

平成25年10月31日現在 正会員46団体

構成員14, 976事務所、賛助会員3社

#### <配付資料>

資料1：第120回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料2-1：平成25年度上半期事業報告書

資料2-2：平成25年度上半期決算報告書

資料3：26年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について

資料4：第38回建築士事務所全国大会（東京開催）の実施及び特別委員会の設置について

資料5：「平成29年度第41回建築士事務所全国大会主管会の推薦について他

資料6：「適合証明技術者」と「既存住宅現況検査技術者」の平成26年度の同時講習の実施について

資料7：住宅市場整備推進事業に基づく耐震診断・耐震改修相談窓口の設置事業の実施について（案）他

資料8：財政検討特別委員会での検討結果報告

資料9：建築士事務所賠償責任保険の補償の拡充について

資料10：平成26年4月の消費税増税に係る対応方針について

資料11：三会意見交換会の意見交換状況について（9/13以降）他

資料12：社会資本整備審議会建築分科会第9回建築基準制度部会資料

資料13：一般社団法人移行に伴う公益目的財産額の確定について

資料14：(有)日事連サービスの新役員及び株主について

資料15：会員事務所の適正な業務執行についての注意喚起依頼

資料16：新国立競技場計画に対する要望書他

資料17：会員・構成員異動報告書

## ■第8回基本問題検討特別委員会議事概要

日時 平成25年12月19日（木）9：30～13：00

（特別委員は10：30から出席）

会場 日事連会議室

出席者

委員長：三栖邦博 副委員長：八島英孝

委員：泉谷良宏、岡本 賢、北 泰幸、佐々木宏幸、  
宮原浩輔、高津充良

特別委員：秋野卓生、浅野善治、河野 久、富田 裕

（特別委員は議事3から出席）

事務局：北野、前田、吉田、鈴木、千浜

#### <配付資料>

第7回基本問題検討特別委員会議事概要（案）

資料1：社会資本整備審議会・建築基準制度部会資料

資料2：公共建築設計懇談会意見交換会資料

資料3-1：三会共同提案についての主な動き

資料3-2：三会共同提案についての関係団体への説明

資料3-3：「設計監理等適正化勉強会」の進め方等について

資料3-4：議連勉強会用プレゼン資料（案）

資料3-5：Q&A資料の作成について

資料3-6：説明資料（手持ち資料）の作成について

#### 議 事

1. 社会資本整備審議会・建築基準制度部会の検討状況について

○社会資本整備審議会・建築基準制度部会の検討状況について、宮原委員より資料1に基づき報告がなされた。

おもな概要は以下のとおり。

・「効率的かつ実効性ある確認検査制度のあり方の検討」について、第二次報告（案）が示された。第二次報告（案）では、現状と課題が記述されそれを受けて早急に講ずべき施策が示されている。

・構造計算適合性判定の手続き等の見直しで広域な区域で業務を行う指定構造計算適合性判定機関について、国が機関の指定、監督等を行うことができたこととして都道府県知事が業務を代行させることを選択できる仕組みを導入するとされ

ているが、業務を代行するとは何かわかりにくい。国が指定したものをさらに都道府県が選択することになるのかが疑問。

- ・「構造計算に関し専門的な知識及び技術を有する建築主事等」とはどのように決めるのか。講習等を行うのか。
- ・第二次報告（案）については26日までに意見書を提出することになっている。資料1の後に12/18の社整審で述べた意見と第二次報告（案）に対する意見（たたき台案）を添付しているのでそれをもとに意見を聞きたい。

○次のような意見交換を行った。

【構造計算適合性判定の手続き等の見直しについて】

- ・都道府県知事が選択できる仕組みを残してしまうと地域で判定機関が限定されてしまうおそれがある。
- ・「建築主が選択できる仕組みとする」ということを意見として言っではどうか。

【構造計算適合性判定の対象の見直しについて】

- ・構造設計一級建築士の資格を持った主事がいればルート2を適判対象からはずすなどできないか。
- ・建築主事の新たな資格もいいが、構造設計一級建築士も活用してくださいということではいいのではないか。

【構造計算適合性判定の質の確保について】

- ・木造の学校などは適判とのやり取りで4～5か月かかった。特殊な建物は全国指定のルートができれば知識のある人のいる機関に出せる。
- ・構造計算だけではなく、プロジェクトの目的等も理解してもらえるようになるといい。
- ・判定員が資格として認定されるようになればモチベーションも上がるのではないか。

【建築確認制度における手続き等の合理化について】

- ・計画変更、型式認定は重要。早急に具体化した方がいい。
- ・具体的な方策を示してほしいという意見を出すことにする。

【引き続き検討すべき課題について】

- ・引き続き検討すべき課題として「建築士・建築士事務所の業のあり方」をあげたがどうか。

- ・業のあり方を社整審で検討することになると今動いている法整備と微妙な関係になってしまうのではないか。

→業のあり方については意見としてはあげないこととした。

○以上の議論を踏まえ、宮原委員が意見をまとめ、委員意見として提出することとした。

2. 公共建築設計懇談会意見交換会の報告について

○資料2により事務局より11/27に開催された公共建築設計懇談会の概要が報告された。

官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドラインの改定方針について示された。次年度以降の意見交換会の議題としては、プロポーザル方式の選定プロセスやデザインビルド方式の適用条件などについて意見交換を行う予定。

3. 設計監理の適正化等に関する三会共同提案のとりまとめと今後の進め方について

○資料3-1～3-3により11/7に三会共同提案をとりまとめ、記者発表、国土交通大臣への要望、議員連盟総会を開催して共同提案についての意見交換を行った旨、事務局より報告された。

今後の予定としては、1/22に議員連盟の勉強会を開催予定。議員連盟勉強会の進め方等ははまだ未定。資料3-4、3-5は勉強会での説明資料案。

○議連勉強会について三栖委員長より次のような説明がなされた。

おもな概要は以下のとおり。

- ・1/22の勉強会の進め方について勉強会の盛山事務局長と相談の結果、国交省と事前に相談しながら資料をまとめていくこと等、確認した。
- ・国交省からは提案項目についていくつか確認したいので資料を出してほしい旨、要請があった。

来年早々に三会で資料打ち合わせを行い、国交省へも説明に行く予定としている。

○次のような意見交換を行った。

【勉強会の進め方について】

- ・1/22は三会の意見と国交省の意見がわかるような形とし

て整理することになると思われる。

- ・国交省が前に出ると議員が下がる状況になる。国交省の意見をどこまで押し返せるか。
- ・省庁が反対意見をいつてくるのは普通のこと。きちんとした説明をしなければいけない。
- ・資料3-4、3-5は昨日の段階の資料。国交省からの質問をペーパーにして提出するようになる。

#### 【無登録について・契約について】

- ・100m<sup>2</sup>以下であること、リフォームを含まないことを前提としていることを最初にいつておいた方がいい。建築士でなければできない業務は一般の人にはわからない。
- ・ハウスメーカー、JBNの会員の工務店などはほとんど事務所登録している。説明が必要というところは大工等であるが、全建総連などでも契約書の統一書式を作って書面での契約を励行している。設計は設計契約をすればいいだけである。
- ・どこまで網をかけたかかをマトリックスを作って示す。
- ・最初に本提案は建築士の独占業務に限定することを示したほうがいい。

#### 【今後の進め方について】

- ・国交省は共同提案について意見書のようなものを用意する予定である。  
①社会的に有用なことなのか、②法律にしたときに成り立つのか、③他団体とのすり合わせはどうか、などを検討するために資料を1/10までに国交省に提出する。それを受けて国交省で意見書を作成するということである。

- ・公取の件はどうなるのか。

→業務報酬基準を作る際に国交省は公取とはやりとりしているのではないか。

○議論の結果、どこまでを規制したいのかマトリックスで示す資料を作成。小規模工務店等で無登録業務の禁止で問題となりそうなところについては説明資料を作成することとした。

#### ○次回委員会日程

平成26年2月13日(木) 9:30～12:30

※特別委員出席時間 10:30～12:30

#### ■第5回広報・渉外委員会議事概要

日時 平成26年1月30日(木) 14:00～16:20

会場 日事連会議室

出席者

委員長 富岡 学、副委員長 上原 伸一

委員 高橋 清秋、池田 修平、中元 伸夫、高橋 宏、  
丸川眞太郎、上妻 建生

担当副会長 西村 武

事務局 前田敏明、戸谷泰子、三浦知子

#### ＜配付資料＞

資料1：平成26年度事業計画（案）

資料2：平成26年度共同要望項目について

資料3：平成26年度共同要望運動の電子データ（PDF）の  
取り扱いについて

資料4：平成26年度建築士事務所キャンペーン事業の進め方  
について

資料5：当面の会誌編集専門委員会の運営について

参考1-1：単位会独自の要望項目

参考1-2：建築CPD情報提供制度

参考2：平成25年度共同要望運動実施結果報告一覧

参考3：平成25年度建築士事務所キャンペーン事業一覧

参考4：平成25年度「日事連」台割表

#### 議 事

##### 1. 平成26年度事業計画（案）について

事務局から資料1により、平成26年度事業計画（案）について説明し、諮ったところ、原案通り了承された。

##### 2. 平成26年度共同要望運動について

###### 2-1. 平成26年度共同要望項目について

事務局から資料2により、事前に委員から提出された意見について説明し、平成26年度共同要望項目について以下のとお

り協議を行った。

－「最低価格制限制度の導入」の追加について

「最低制限価格制度の導入」を要望項目に入れたいという意見が多かったが、日事連では「価格以外の要素を考慮した選定」を長年要望しており、最低制限価格制度が本当に良いのかも慎重に議論すべきであり、単位会独自の要望項目にした方が良いのではないかという意見もあった。

さらに、増築や耐震の場合は入札が現実的であること、地方自治法では入札制度が認められており、実際、過度な価格競争が発生しているという現実問題があるとの意見も出された。

協議の結果、要望項目②「価格以外の要素を考慮した選定」の最後に但し書きとして、『やむを得ず入札方式を選択する場合において「最低制限価格制度の導入」を要望する』という内容の文章を盛り込むこととした。

－要望項目④「建築ＣＰＤ情報提供制度の実績の活用」の削除について

「建築ＣＰＤ情報提供制度」については地方での認識が低く、削除の方が良いのではないかと意見が事前に出されたが、協議の前に事務局から参考１－２により、日事連の共同要望項目に加えられた経緯について説明を行った。

平成２２年度に建築ＣＰＤ運営会議（事務局：建築教育センター）から、本会宛「建築ＣＰＤ情報提供制度の実績の活用」を地方自治体に働きかけてほしい旨の協力要請があり、本会教育・情報委員会より各単位会に協力依頼をするとともに、広報・渉外委員会に共同要望項目へ追加するよう依頼がなされた。広報・渉外委員会では、追加すべきであると判断し、平成２３年度より採用している。

協議の結果、採用した経緯を考えると、削除するのは難しいとの意見でまとまり、引き続き要望項目とすることとした。

－要望項目③「賠償責任保険への加入」について

「賠償責任保険への加入」は設計者選定の際の条件であるため、骨子部分の「建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては」を「建築物の設計・工事監理業務の設計者選定に際しては」に変更することとした。

－その他について

「地元建築士事務所への発注の増加」及び「建築物の耐震改修の促進」の追加について検討した結果、必要に応じ単位会での要望項目に加えてもらうこととした。

２－２．平成２６年度共同要望運動の電子データ（ＰＤＦ）の取り扱いについて

事務局から資料３及び参考２により、電子データを利用した単位会が共同要望項目を削除した際の理由を報告した。

協議の結果、平成２５年度は電子データより必要な項目を印刷して共同要望運動を行った単位会があるため、平成２６年度は前年と同様の扱いとし、平成２７年度以降の取り扱いについては、単位会における電子データの活用状況により、改めて検討することとした。

平成２６年度の電子データの取り扱いは、以下のとおり。

「要望項目は４項目で実施することを原則とするが、地域の実情により不要と判断した場合は削除してもかまわない。単位会独自の要望項目がある場合は共同要望に加えず、別に単位会会長名で要望する。」

３．平成２６年度建築士事務所キャンペーン事業の進め方について

事務局から資料４により、平成２６年度建築士事務所キャンペーンの進め方について（案）を説明し、諮ったところ、原案どおり了承された。

４．会誌編集専門委員会報告

事務局から資料５により、会誌編集専門委員会森野委員長の逝去による当面の委員会の運営について説明があり、平成２６年度委員の見直し時まで、佐藤副委員長を委員長代行として、委員会を運営することが了承された。

５．その他

次回委員会 平成２６年５月１３日（火）

１４：３０～１６：３０

## ■第1回全国大会実行特別委員会議事概要

日 時 平成26年2月3日(月) 10:00～12:10

会 場 日事連会議室

出席者

委員長 三栖邦博 副委員長 大内達史

委 員 田端隆、戸張隆、戸井田秀明、鈴木兼次、  
宮下登久子、西倉努、加藤昇、芝京子

事務局 高津専務理事、前田、松谷

欠席者 委 員 白井勇

### 1. 議事

#### (1) 副委員長の選出について

副委員長に大内達史委員が選出された。

#### (2) 建築士事務所全国大会(東京開催)にかかわる理事会決定事項及び本委員会での検討事項について

事務局より、資料1により次の説明がなされた。

理事会での決定事項は、全国大会の開催日及び会場(10月3日、帝国ホテル)、本委員会設置並びに会員増強単位会表彰の実施である。

また、本委員会では次の事項について協議検討していく。

①単位会の実情等を考慮した参加人数

②大会参加費(パーティ参加費込み)を含んだ予算

③大会テーマ、行事形式、大会宣言

④東日本大震災対策本部会議より提案された「建築復興支援センター」の活動総括の報告等について

#### (3) 委員会等の大会までのスケジュール(案)について

事務局より、委員会等の大会までのスケジュール(案)について資料2により次の説明がなされた。大会参加人数、参加費及び大会運営費については本日の委員会で決定し、大会実施要項は、5月中旬開催予定の常任理事会に原案を提案出来るように、今後委員会を開催していくこととした。

#### (4) 過去の建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告等の確認について

事務局より、直近2回の建築士事務所全国大会(東京開催)実施報告等について、資料3により事業内容、決算等について

説明がなされた。

#### (5) 予算、行事形式、大会テーマ、大会宣言について

事務局より、予算、行事形式、大会テーマ、大会宣言について資料4により説明がなされた。収支予算書案を作成するにあたり、大会参加人数及び日事連が負担する大会運営費について過去の東京開催の収支と比較しながら協議検討した結果、大会参加人数については600名、参加費16,000円、大会運営費を700万円とした。

また、大会テーマ及び行事形式について協議したところ、次のような意見が出された。

- ・「建築復興支援センター」の活動報告を行うことは、節目として良いのではないかと。
- ・「建築復興支援センター」の活動報告会として行うだけではなく、前向きなテーマを組み合わせたら良いのではないかと。
- ・「オリンピック」をテーマとしてアスリートの基調講演等、明るくポジティブなテーマを取り入れた方が良いのではないかと。
- ・「震災復興と東京オリンピック」両方をテーマとして企画できたら良いのではないかと。
- ・震災復興が将来の街づくり及び東京オリンピック開催に向けての課題ではないかと。
- ・「震災復興と東京オリンピック」両方をテーマにすると、シンポジウム等の時間は2時間程度と限られているので、企画が難しいのではないかと。
- ・東京オリンピック開催よりも復興のことを考えていくことが大事ではないかと。
- ・東京オリンピック開催に向けて建築界はどのように関わっていくかを考える必要がある。

以上の意見を踏まえ、三栖委員長から「震災復興」と「東京オリンピック」の2つのテーマを上手く重ね合わせることが出来るか等、今後検討したらどうかとの提案がなされ、各委員は2月28日(金)までに大会テーマ、大会宣言、行事形式について意見をメールで提出し、次回の委員会で改めて協議、検討することとした。

なお、「震災復興」を大会テーマ等の一つとすることとしたため、今回の委員会より行事形式等の企画段階のみ、東北三会から特別委員として加わってもらうこととした。人選等については、委員長一任とした。

今回の委員会の開催については次のとおりとした。

平成26年3月14日（金）10:00～12:00

（配付資料）

資料1 建築士事務所全国大会（東京開催）にかかわる理事会決定事項について

資料2 委員会等の大会までのスケジュール（案）について

資料3 過去の建築士事務所全国大会（東京開催）実施報告等の確認について

資料4 予算、行事形式、大会テーマ、大会宣言について

## ■第6回指導運営委員会議事概要

日時 平成26年2月3日（月）13:55～16:10

会場 日事連会議室

出席者

委員長：田畑光三 副委員長：新沼義雄

委員 佐々木章、飯窪功児、藤井均、若林亮、炭谷文彦、  
福島安信

担当副会長：山下卓治

事務局：前田、鈴木、野出

< 配布資料 >

資料1 平成26年度 指導運営に関する事業計画（案）

資料2 研修会実施状況一覧

資料3-1 平成25年度上半期 苦情の解決業務実施報告書  
（個別レポート）（委員による修正版）

資料3-2 会誌への掲載にあたり、特に参考となりそうな事例

資料4 福岡会からの要望について

議事1. 平成26年度 指導運営に関する事業計画について

平成26年度の指導運営に関する事業計画について、資料

1に基づき事務局から説明がなされた。各委員において内容

を確認しこれを了承した。

議事2. 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会について

単位会における「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」研修会の実施状況について、資料2に基づき事務局から説明がなされた。2月3日時点で9単位会が研修会を実施済みで、今月に10単位会が実施予定となっている。

また、山下担当副会長より、鳥取会では3月5日に研修会を開催することが報告された。

議事3. 平成25年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

個別レポートのとりまとめについて、資料3-1に基づき事務局から説明がなされた。続いて各委員から、確認・修正を担当したレポートについて説明がなされ、各委員において内容を確認した。

建築主A（二回目以降は単にA）や建築士事務所B（同B）という表現はわかりにくいと、単に建築主や建築士事務所という表現に改め、複数の建築士事務所等が出てくる場合に限り、建築士事務所A、建築士事務所Bというようにアルファベットを追記することとした。

また、日事連の会誌へ掲載する事例について、資料3-2に基づき事務局から説明がなされた。平成25年度上半期分の個別レポートの中から、特に参考となるものとして2人以上の委員が選出した事例をベースに協議を行い、全部で6事例を会誌掲載候補の事例として選出した。

議事4. 福岡会からの要望について

福岡会より、次のような要望があったことについて、事務局から説明がなされた。

- ・本委員会作成の事例集を基に、福岡会で新たな事例集を作成し、県の外郭団体へ提供したい。
- ・提供する事例集は、一般公開するものではなく、当該団体が行う建築相談等の参考にするためのものである。

この要望に対して、委員から次のような意見が出された。

本委員会作成の苦情の事例集は、単位会の指導委員に対し

て配布されるものであることが前提であり、守秘義務等の関係上、そのまま外部へ情報提供するわけにはいかない。少なくとも、トラブル予防テキストを作る際行ったように、都道府県や個人・団体等が特定されないレベルに再編集する必要がある。また、当該団体の委託書の中で「公開しない」や「二次利用をしない」等の文言がないことから、資料提供後にどういう使われ方をするか心配である。

検討の結果、本委員会としては福岡会に以下のような返答をすることとした。

1. 事例集の内容を、都道府県や個人・団体等が特定されないように再編集し提供するのであれば問題がないと思われる。
2. 前記1が難しいのであれば、既に発行したトラブル予防及び管理研修会のテキストの中の事例を使って欲しい。
3. 前記1、2で対応できないのであれば、事例集の使用について委員会レベルでは判断しかねるため、理事会に諮ることとしたい。

次回日程 平成26年5月15日（木）

14:00～16:30

## ■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成26年

3月19日 日事政研役員会

通常理事会

27日 四会約款調査研究会運営委員会サブWG

4月 1日 会誌編集専門委員会

8日 五会会長会議

15日 政研監査会